

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：猪名川町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.0	%
全職員	44.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	95.7	%
本庁課長補佐相当職	98.6	%
本庁係長相当職	94.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	93.6	%
26～30年	95.7	%
21～25年	91.9	%
16～20年	77.9	%
11～15年	89.2	%
6～10年	85.6	%
1～5年	96.5	%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」区分については女性職員が1名のため非公表。
- ・勤続年数別の「36年以上」区分については女性職員が各1名のため非公表。
- ・勤続年数「16～20年」区分の女性の割合は28.6%であり、かつ、学歴の違いによる初任給基準および級別資格基準の差によるもの。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は72.3%である。
- ・育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合に1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業（給与減額）について、勤続年数「6～10年」「11～15年」区分に取得者が集中し、また、女性が取得している場合が大半であるため（部分休業の取得者に占める女性の割合は87.5%である。）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。